

答申第 197 号

平成 16 年 12 月 20 日

神奈川県教育委員会
委員長 平出彦仁 殿

神奈川県情報公開審査会
会長 堀部政男

行政文書公開請求拒否処分に関する不服申立てについて（答申）

平成 12 年 9 月 29 日付けで諮問されたかながわ駅伝競走大会に係る支出関係書類等一部非公開の件（諮問第 133 号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

- (1) 特定の駅伝競走大会役員等弁当代の請求書、執行伺票及び支出命令票のうち、受注し納品した業者の振込先口座の金融機関名、支店名、預金種別、口座番号及び口座名義人の名称は、公開すべきである。
- (2) 実施機関が、交通整理員謝金が明らかとなる書類は存在しないとして、公開を拒んだことは、相当である。

2 不服申立人の主張要旨

(1) 不服申立ての趣旨

不服申立ての趣旨は、特定の駅伝競走大会に係る役員等弁当代、協議審判業務委託に関する執行伺等及び交通整理員謝金が明らかになる書類について、神奈川県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が、平成12年8月23日付けで行った次に掲げる処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める、というものである。

ア 特定の駅伝競走大会に係る役員等弁当代、協議審判業務委託に関する執行伺等（以下「本件一部非公開文書」と総称する。）を神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第5条第1号及び第2号に該当するとして一部非公開とした処分

イ 交通整理員謝金が明らかになる書類（以下「本件公開拒否文書」という。）が存在しないとして、公開を拒んだ処分

(2) 不服申立ての理由

不服申立人の主張を総合すると、次のとおりである。

ア 教育委員会は、本件一部非公開文書に条例第5条第1号及び第2号に該当する部分があるとして、一部非公開決定をしたが、本件処分には違法があり、不服申立人の権利及び利益を侵害している。

イ 教育委員会は、本件公開拒否文書について不存在を理由に公開拒否決定をしたが、本件処分には違法があり、不服申立人の権利及び利益を侵害している。

団体に対する県補助金等を含めて県費支出は、神奈川県財務規則、補助金の交付等に関する規則及び補助金交付要綱に基づき執行され、補助

金交付要綱は補助金に関する帳簿及び証拠書類の5年間保存を補助条件として交付、県行政文書管理規程（県文書管理規程）は行政文書の保存期間を5年間と定めており公開決定の際は引継文書も確認して公開決定に臨むべき義務がある。

ウ 実施機関は、本件処分に基づく行政文書の公開を原本で行うべきである。

3 実施機関（教育庁教育部スポーツ課）の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、次のとおりである。

（1）本件一部非公開文書について

本件一部非公開文書の名称及び非公開情報は、次表のとおりである。

文書名称	非公開情報
請求書（特定の駅伝競走大会競技審判業務委託料）	特定の個人の振込先口座の金融機関名、支店名、預金種別、口座番号及び口座名義人の名称（以下「個人口座情報」と総称する。） 受注し納品した業者（以下「本件法人」という。）の振込先口座の金融機関名、支店名、預金種別、口座番号及び口座名義人の名称（以下「法人口座情報」と総称する。）
執行伺票（同上）	
支出命令票（同上）	
請求書（特定の駅伝競走大会役員等弁当代）	
執行伺票（同上）	
支出命令票（同上）	

（2）一部非公開部分について

個人口座情報は、個人に関する情報であるため、条例第5条第1号の規定に基づき非公開とし、法人口座情報は、法人に関する情報であるため、条例第5条第2号の規定に基づき非公開としたものである。

（3）本件公開拒否文書の存否について

交通整理員謝金は交通業務整理委託実績報告書をもって処理しており、交通整理員個人からの領収書は、徴取していない。このため、交通整理員謝金が明らかとなる文書は、不服申立人に公開済みの文書（神奈川県体育指導委員連合会への交通整理委託執行伺い）を除いては、存在せず、既に公開済みの文書については本件の行政文書の公開請求の対象に含める必要はないと判断し、不存在を理由に行政文書公開拒否決定を行った。

4 審査会の判断理由

(1) 審査会における審査方法

当審査会は、本諮問案件を審査するに当たり、神奈川県情報公開審査会審議要領第 8 条の規定に基づき委員を指名し、指名委員は、不服申立人から口頭による意見を聴取した。その結果も踏まえて次のとおり判断する。

(2) 条例第 5 条第 1 号該当性について

条例第 5 条第 1 号は、情報公開請求権の尊重と個人に関する情報の保護という二つの異なった側面からの要請を調整しながら、個人を尊重する観点から、個人に関する情報を原則的に非公開とすることを規定している。

ア 条例第 5 条第 1 号本文該当性について

(ア) 条例第 5 条第 1 号本文は、「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」(以下「個人情報」という。)を非公開とすることができるとしている。

したがって、同号本文は、個人情報とは明白にプライバシーと思われるものはもとより、プライバシーであるかどうか不明確であるものも含めて非公開とすることを明文をもって定めたものと解される。

(イ) 本件一部非公開文書のうち、特定の駅伝競走大会競技審判業務委託料に係る請求書、執行伺及び支出命令票に記載された個人口座情報は、当該業務を受託した団体に属する特定の個人のものであって、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であることから、同号本文に該当すると判断する。

イ 条例第 5 条第 1 号ただし書該当性について

(ア) 条例第 5 条第 1 号本文に該当する情報であっても、同号ただし書アからエまでに該当するものは、公開するとされている。

(イ) 本件一部非公開文書に記載されている情報は、条例第 5 条第 1 号ただし書アの法令等の規定により何人にも閲覧等が認められている情報、ただし書イの慣行として公にされ若しくは公にすることが予定されている情報、ただし書ウの公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る情報又はただし書エの人の生命、身体等を保護するため、公開することが必要

である情報とは認められないので、同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しないと判断する。

(3) 条例第5条第2号本文該当性について

ア 条例第5条第2号本文は、「法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公開することにより当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」は非公開とすることができる」と規定している。

イ 当審査会が見分したところ、本件一部非公開文書のうち、特定の駅伝競走大会競技役員等弁当代に係る請求書、執行伺及び支出命令票には、本件法人が納品した代金の振込先として法人口座情報が記載されていることが認められる。

したがって、法人口座情報は、法人等の取引先金融機関における口座情報であり、法人等に関する情報であると認められる。

しかしながら、法人口座情報は、知らせるべき相手方を限定して管理をしていると認められない場合には、これを公開することにより、当該法人等の正当な利益を害するおそれはないものと考えられる。

ウ 法人口座情報は、本件法人が納品した代金の請求書に記載して実施機関に交付したものであり、このような情報管理の実態にかんがみると、法人口座情報を法人等の内部限りで管理し、例外的に特定の顧客に限ってこれを記載した請求書を交付しているといった特段の事情がない限り、当該法人等の正当な利益を害するおそれはないものと考えられる。本諮問案件においては、こうした特段の事情は認められない。

エ 以上のことから、法人口座情報は、条例第5条第2号本文に該当しないと判断する。

(4) 本件公開拒否文書の存否について

当審査会が調査したところ、交通整理員謝金の執行は地方自治法施行規則第15条に規定する第13節委託料をもって行われていた。また、神奈川県財務規則別表第三中「支出負担行為に必要な主な書類」又は「支出負担行為に係る債務が確定していることの確認に必要な書類」の欄にあるとお

り、当該節の執行に際して、添付書類の一例として、支払先の領収書を必ず添付するというような規定もなかった。

このため実施機関が説明するとおりの執行方法を採用したとしても会計処理の上で不自然はなく、不服申立人に対して既に公開した神奈川県体育指導委員連合会への交通整理委託執行伺いのほかには交通整理員謝金が明らかとなる書類は存在せず、既に公開した文書については本件の行政文書の公開請求の対象には含める必要はないと判断し、不存在を理由に公開拒否決定を行ったとの実施機関の説明は、首肯できる。

(5) その他

当審査会は、行政文書の公開請求に対する諾否決定の当否について実施機関から意見を求められているのであり、前記 2 (2) ウの不服申立人の主張については、意見を述べる立場にない。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 12 年 10 月 6 日	諮問書を受理
平成 12 年 10 月 23 日	実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求
平成 12 年 12 月 21 日	実施機関から非公開等理由説明書を受理
平成 13 年 1 月 9 日	不服申立人に非公開等理由説明書を送付
平成 16 年 7 月 12 日 (第 36 回部会)	審議
10 月 12 日	指名委員により、不服申立人から意見を聴取
10 月 26 日 (第 39 回部会)	審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
金 子 正 史	同 志 社 大 学 教 授	部 会 員
沢 藤 達 夫	弁 護 士 (横 浜 弁 護 士 会)	
鈴 木 敏 子	横 浜 国 立 大 学 教 授	
竹 森 裕 子	弁 護 士 (横 浜 弁 護 士 会)	部 会 員
玉 卷 弘 光	東 海 大 学 教 授	
千 葉 準 一	東 京 都 立 大 学 教 授	会 長 職 務 代 理 者
堀 部 政 男	中 央 大 学 教 授	会 長 (部 会 長 を 兼 ね る)

(平成16年12月20日現在)(五十音順)